

令和 9 年度名古屋市空き家情報誌無償提供者募集要領

1 募集の趣旨

名古屋市の事務経費の節減を図りながら、空家等の所有者等に対する適切な管理の啓発や制度の周知などを行うため、当該情報を掲載した情報誌（以下、「情報誌」という）を協働作成し、無償提供していただける民間事業者（以下、「無償提供者」という）を 1 者募集します。

なお、無償提供者が任意で広告等を募集し掲載することは妨げません。

2 無償提供物の仕様

（1）無償提供いただくもの

名古屋市空き家情報誌

（2）規格

サイズ：A 4

製 本：中綴じ

頁 数：12 ページ（表紙及び裏表紙含む）

配 色：全ページフルカラー

紙 質：古紙パルプを含む再生コート紙、紙厚 70kg から 110 kg までのもの

※ 印刷については、「名古屋市グリーン購入ガイドライン」に定める特定調達品目「別紙 1 22. 役務 22-2 印刷(1)品目及び判断の基準」に基づき実施してください。

※ 情報誌にリサイクル用紙を使用している旨の記載をお願いします。なお、具体的な古紙パルプ配合率を記載する場合は、古紙パルプ配合率の証明を、印刷前に地域振興課に提出していただきます。

※ 印刷用紙（再生紙）の入手が困難な場合にあっては、別添「平成 31 年 3 月 8 日付け 30 環低第 30 号「印刷用紙（再生上質紙）の不足に伴う名古屋市グリーン購入ガイドラインの運用における配慮について（通知）」に沿った取扱いとします。

（3）配布数等

6,500 部

※ 上記数量は予定であり、全数配布を保証するものではありません。

（4）記載内容

ア 表紙は名古屋市が発行する空き家に関する情報誌である旨のデザインをご提案ください。

イ 表紙を除く 6 ページは空き家に関する法律や各種制度、管理の必要性などの啓発のほか、活用方法などに関する情報等の原稿をご提案ください。うち 2 ページについては、空き家の発生を抑制するための特例措置に関する説明と、名古屋市と関連団体の空き家に関する連絡先一覧を各 1 ページに記載するものとします。

ウ ア及びイを除く 5 ページ相当については、無償提供者の記載部分とし、本要領「3 広告掲出について」に反しない限り、無償提供者が任意で広告等を募集し掲載することは妨げません。

エ ア及びイの記載内容等については、事前に名古屋市と無償提供者で協議し、名古屋市の承諾を受けた後に作成してください。校正については 2 回以上行い、その内容が反映されていることを名古屋市に確認したうえで校了とします。なお、無償提供者が作成していただく原稿については、監修者や出典を明記してください。

オ イ及びウの記載内容の配置については、次のいずれかとします。

(ア) 見開き右側ページ及び裏表紙を名古屋市、左側ページを無償提供者の記載部分とします。

(イ) 情報誌の前半（表紙裏から 6 ページ）を名古屋市、後半（裏表紙を含む 5 ページ）を無償提供者の記載部分とします。

(5) 納品場所及び配架先等

納品場所：名古屋市スポーツ市民局地域振興部地域振興課 執務室

配架先等：別紙「配架・配布先一覧表」のとおり

(6) 配布期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 1 年間を原則とし、名古屋市と無償提供者で協議のうえ定めます。

(7) 納品期限

令和 9 年 3 月 25 日（木）

※ ただし、令和 9 年 4 月 1 日以降、配布期間中において配布が途切れることがない範囲において分納を行う場合は、その旨ご提案ください。

(8) 情報誌の仕様変更

その他無償提供者の都合により情報誌の仕様を配布期間中に変更する場合は、あらかじめ変更事項について名古屋市に通知し、承諾を受けた上で変更してください。

3 広告掲出について

(1) 無償提供者が 2 (4) ウに定める記載部分に広告等を募集し掲載する場合、地域企業等の育成・発展等に寄与するために、名古屋市に所在する企業・店舗

等を、広告数全体の50%以上掲載してください。

(2) 原則として、年度途中での広告枠の追加及び変更は認めません。

(3) 広告を掲載する場合、「名古屋市広告掲載要綱」、「名古屋市広告掲載基準」及び「スポーツ市民局広告掲載要綱」を遵守し、その上で、掲載される広告の商品・事業者等を名古屋市が推奨しているような誤解を情報誌の閲覧者に与えることがないように、広告の募集及び選定の責任は無償提供者にあり、掲載された広告の内容に関する問合せの一切は事業者に対して行われるべきである旨を情報誌に記載してください。

(4) 掲載する広告の決定にあたっては、事前にスポーツ市民局広告審査会に付議し、その承認を得ることを要します。審査にあたって、名古屋市が保有する情報並びに名古屋市に寄せられた意見及び苦情等を参考にすることがあります。

※ スポーツ市民局広告審査会に付議する広告については、名古屋市が指定するデータ形式等でスポーツ市民局地域振興部地域振興課へ提出してください。

4 募集期間、応募方法

無償提供をお申出いただける場合、本要領、「名古屋市広告掲載要綱」、「名古屋市広告掲載基準」及び「スポーツ市民局広告掲載要綱」を確認の上、以下に従ってご応募ください。

(1) 募集期間

令和8年9月4日（金）～9月25日（金） 午後5時必着

(2) 応募資格

以下の全てに該当するものについてのみ、法人・個人の別を問わず、当該募集への応募を認めます。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（15財用第5号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

オ 名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（平

成20年1月28日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（19財契第103号）に基づく排除措置を受けた者でないこと。

（３）応募方法

募集期間内に、（４）に定める提出書類を持参、郵送、宅配便いずれかの方法でスポーツ市民局地域振興部地域振興課に提出してください。

（４）提出書類

応募者は、次の書類を各１部ずつ提出してください。

ア 提案書（任意様式）

次に掲げる内容を記載してください。

- ・冊子の仕様（ページ数、サイズ、構成等）
- ・掲載を予定している広告の内容
- ・広告の掲載位置及び予定数または予定ページ数
- ・他自治体での類似業務の実績がわかる資料（実績がある場合のみ）
- ・納品方法
- ・その他提案できる事項

イ サンプル又は情報誌のイメージがわかる資料

ウ 表紙イメージの案

エ 業務工程表

参加申し込みから納品までのスケジュール（情報誌の作成、広告主の募集等）に関する計画を一覧にしたものを提出してください。

オ 会社概要（パンフレットなど）

※ ただし応募者が個人の場合、身分証明書（免許証など）の写しをもって代えるものとします。

カ 空き家情報冊子広告掲載申込書（様式）

（５）その他応募における注意事項等

ア 提案書、申込書等の準備作成に要する費用は応募者の負担とします。

イ 提出された書類の返却は行いません。ただし、提出された書類は、審査・選定の用以外に応募者に無断で使用しません（なお名古屋市情報公開条例に基づく公開は除きます。）。

ウ 期限後の提出、期限後の差替え等は認めません。

エ ４（２）に定める応募資格を有しない者のした応募、提出書類に虚偽の記載をした者の応募は無効とします。

オ 応募後に４（２）に定める応募資格を喪失した場合は、当該応募が無効とします。

カ 本要領に基づく募集への応募者の採用の可否については、各応募者あてに文書等で通知します。

キ 審査の経緯の公表は行いません。

5 無償提供者の選定

無償提供者の選定については、無償提供物の品質・工夫、業務遂行にあたっての計画性、実現性、類似業務における実績などの観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行い、応募者の中から1者を選定します。

ただし、審査の結果、応募者のいずれも本要領に定める無償提供者としての適格性を満たしていないと判断された場合、無償提供者を選定しないことがあります。

6 協定書の締結

名古屋市が無償提供者から情報誌の無償提供を受けるときは、情報誌の無償提供に関して、名古屋市と無償提供者双方で協定書を取り交わすものとします。

7 その他注意事項

- (1) 無償提供者は、無償提供物及び広告掲載内容について第三者からの苦情等、何らかの問題が生じた場合は、全ての責任を負うものとし、直ちに問題解決のために対応していただくことになります。
- (2) 名古屋市は、無償提供物及び広告掲載内容について、使用途上に無償提供者及び広告主等の責に帰する理由に基づき、その使用に不適當な理由が生じた場合には、配布を中止することができるものとします。その場合、無償提供者は、当該情報誌を回収するとともに、代替の情報誌を名古屋市に提供していただくことになります。
- (3) 本要領に定めのない事項については、名古屋市と無償提供者で協議して定めることとします。ただし、協議が整わない場合は、名古屋市の指示に従うものとします。

8 問い合わせ先及び提出書類送付先

〒460-8508

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市スポーツ市民局地域振興部地域振興課 担当：羽田野、角谷

T E L 052-972-3126

F A X 052-953-4458

メール a3126@sportsshimin.city.nagoya.lg.jp